

清朝辺民制度の成立

松 浦 茂

【要約】 清の太祖ヌルハチは、中国東北部を統一する過程で徙民政策を実施し、満洲族のほとんどを都城の周辺に移住させて彼らを八旗に組織した。その後清朝は勢力をアムール川中流から下流へ、さらにはサハリン北部へと拡大したが、この地域に居住した少数民族は、それまで通りに故郷に留まらせて辺民の組織に入れた。このうちアムール川中流域を占めた辺民の一部は、康熙、雍正年間、正年間に東北の各地に駐防佐領として移ることに成り、乾隆以降はアムール下流とサハリンの辺民二千三百九十八戸だけが残った。清朝は辺民を姓長、郷長、子弟、白丁などの階層に分けた。彼らは清に対して、毎年各戸一枚ずつの貂皮を進貢する義務を課せられたが、その見返りに布地、櫛、針、木綿糸、ポタンなどを給付されている。本稿では、清朝の辺民制度がどのようにして形成されたのか、特に辺民組織の変遷を中心にして論じることとする。

史料 七〇巻四号 一九八七年七月

はじめに

清朝は、十七世紀初め以来、アムール川中、下流域とサハリン北部に居住する少数民族を、八旗とは区別して辺民の組織に入れて統治した。この辺民制度は、清代東北史の最も重要な問題の一つであるにもかかわらず、それについてまとまった史料が存在しなかったために、これまではほとんど注目されなかった。ただ、間宮林蔵の『東鞆紀行』と『北蝦夷図説』、そして曹廷杰の『西伯利東偏紀要』などの調査記録と、さらには清がサハリンの住民に与えたナヨロ文書などを通して、辺民制度に関する部分的な事実が明らかにされているにすぎない。ところが、一九八〇年代に入って、中国の研究者が、辺民を直接に管轄していたもの三姓副都統衙門(雍正十年設置)の檔案に拠って一連の研究論文を発表し、辺民制

度の研究は飛躍的に進展した。これらの研究によって、従来から知られていた様々な事実、たとえば、アムール川流域とサハリンの住民による清への貂皮の進貢と彼らに対する清からの烏林ウリンの給付、姓長、郷長などの階層、そしてリダカの例で有名な来京娶婦制などは、いずれも辺民制度に関連する事象であることが実証された。三姓檔案の一部は、一九八四年になって同じ研究者たちにより翻訳、公刊され、辺民制度についての最も重要な史料となったのである。

三姓檔案に依拠する中国の研究は、乾隆以後の辺民制度、とりわけ右のような制度的な側面に関して大きな業績をあげた。ところが、これに対して、組織などの研究はほとんど行われていない。たとえば、乾隆以前の辺民組織がいかにして形成されたのか、またそれはいかなるものであったかといった問題は、いまだに十分に論証されていない。さらにそれと関連して、三姓檔案においては、乾隆十五年以降定額とされた辺民二千三百九十八戸の姓と村落が詳細に記されているが、その実態は解明されないままである。

私は、辺民制度の成立過程には、それが一応完成した乾隆十五年以前の、康熙、雍正年間に、さらに一つの画期があったと考える。すなわち、この時期に辺民の組織に大きな変動が起こっている。それまで辺民組織の主要な部分を占めていたのは、すでに太宗時代から組織されていたアムール川中流域の住民であったが、康熙、雍正年間に彼らの大半は、辺民の組織から離れて満洲八旗に編入させられた。一方、アムール川下流域においては、順治半ばごろから清朝がしだいに勢力を浸透させ、辺民の組織も徐々に拡大していった。この結果、康熙、雍正年間を境にしてそれ以後の辺民組織は、アムール川下流域の住民から構成されることになったのである。

本稿では、このような組織の変遷を中心に辺民制度の成立について論じることにする。まず、最初の二章においては、アムール川中流域の初期の辺民組織が形成され、そして解体していった過程を明らかにする。続く二章では、アムール川下流域の辺民組織が形成される過程と、その内部構成について検討する。

恰克拉五十六姓、二千三百九十八戸、（一）内は獨遊

一般に、辺民という概念の中には、東北辺境の少数民族だけでなく、新疆や青海、チベットなどの諸民族も含まれる。しかし、本稿で言う

辺民は、もっぱら寧古塔および三姓副都統の管轄下にあったアムール川中、下流域の少数民族を指している。

第一章 ホンタイジの烏蘇里江下流、アムール川中流域攻略と辺民制度の起源

満洲族の統一をめざすヌルハチ（太祖）が長白山を越えて牡丹江、烏蘇里江流域へ、さらには沿海州方面へと進出していったのは、一六〇七年以降のことである。ヌルハチはこの年、烏碯巖（防垣の北）においてウラと戦って決定的な勝利を収め、これによってウラの勢力をこの方面から一掃することができた。これ以後はさしたる抵抗を受けることもなく、まず北では、牡丹江下流から上流までを勢力下に置き、一方東でも、綏芬河から烏蘇里江流域へと進み、さらには日本海沿いに沿海州を北上している。^①この間ヌルハチは、攻略したワルカ部やウエジ部住民の大半を都城の周辺に徙し、八旗に組織した。^②

ヌルハチの後を襲ったホンタイジ（太宗）も父の徙民政策を継承し、辺境の住民を大量に中心部に徙している。ひき続き東方では、烏蘇里江下流と沿海州北部への進出をはかり、この地方に拠るフルハ部などを多数移住させた。早くも天聡三年（一六二九）から五年にかけて、ムンガトツ、ウバハイらが兵三百を率いて日本海岸を北上し、エヘ・クレン、エレ、ヨ一セ付近まで達して、住民三千人余りを連れ帰った。^③同じく五年には、ダジュフがチエルゲイら千五百人とともにフルハ部を討っている。^④翌六年末にもウバハイらがウジャラ部を襲って、男女合計七百名を獲て帰った。このときに討伐されたウジャラ部は烏蘇里江下流域に居住していたと考えられる。七年十一月から八年五月にかけてはギスハとウバハイが、李朝との国境付近や島嶼部に拠るフルハ部を攻略して二千名余りを獲た。^⑤同年十二月にもまた、ウバハイとギルグルダイらが烏蘇里江中流右岸の支流アクリ、ニマン両川流域に遠征して、フンデリ以下男女千名余りを連れ帰っている。^⑥

天聰九年十月から翌崇徳元年（一六三六）五月にかけて、ホンタイジは烏蘇里江流域と沿海州の四地域に同時に兵をさしむけた。ウバハイら二百九十七名にはエヘ・クレン、エレ、ヨ―セ川流域を、ドジリら三百五名にはヤラン、シリ、フイニなど沿海州南部を、ジャフニら二百九十八名にはアクリ、ニマン川方面を、そしてウシタら三百三十七名には烏蘇里江下流の支流ノ―ロ、アワン両川流域を征討させた。^⑩このたびの遠征によって、ウバハイらは全部で四千九百名近くの住民を中心部に徙したという。^⑪翌崇徳二年七月から三年四月にかけて、再び前年とほぼ同じ地域にカガイらの遠征軍を派遣し、千四百四十九人を獲て帰っている。^⑫

崇徳四年八月には、薩爾糾らが熊島（沿海州南部アスコリド島）^⑬に拠るクルカ部を討伐した。^⑭これより先クルカ部の加哈禪（慶河昌）らが、清朝の支配を脱して熊島に逃げこむ事件が起こったが、加哈禪らはすでに李朝の兵が捕えて、盛京（瀋陽）まで護送していた。このときに薩爾糾らは加哈禪の殘党を平定し、彼らを李朝との国境近くのヤンチュ（鄂朱、也春）地方に徙して、毎年海豹皮を貢納する義務を課した。^⑮後述するように、加哈禪とその同族と見られる頼達庫らは、このうち頻繁に清朝に毛皮を進貢している。しばらくしてその一部はさらに琿春に移住させられた。^⑯

翌五年にはドジリらが再びウジャラ部を攻略して、百人余りを獲て帰った。^⑰

一方、北では、清朝は牡丹江から松花江下流、さらにはアムール川中流域へと勢力を拡大している。これらの河川の流域も同じフルハ部が占めていたが、ホンタイジは彼らに対しても徙民政策を推し進めている。天聰八年（一六三四）十二月にバキランとサムシカらが兵二千五百人を率いて黒龍江フルハ部を平定しに行き、翌年には七千三百名余りの住民を伴って帰った。^⑱その後崇徳七年（一六四二）にはシャルフダとジュマラに松花江フルハ部を討伐させ、その結果、カルカメ、ジエクトック、タトック、フティヒ、オルホン、ワチキ、クブチャラ、エティキ、サリ、ニエールベの十村を降伏させて、千四百五十八名のフルハを中心部に徙した。^⑲未確認のタトックとワチキを除く残り八村落は、みな松花江下流の兩岸に連なっている。^⑳翌八年にはハニンガとアルジンらが兵一千とともに黒龍江フルハ部を討って、二千五百名の住民を連れ帰っ

た。^②

このようにホンタイジは、アムール川中流から烏蘇里江下流域までも支配下に収め、フルハ部やクルカ部などの住民の多くを盛京周辺の中心地域に徙した。そしてやはり父と同じく、徙した人びとを満洲八旗に編入して、八旗制度の拡充整備に努めたのであった。もともと新しく獲得した戸口は、八旗で均分するのが通例であったが、天聰八年九月以降はその原則を廃止して、一旗三十佐領を規準に丁額の不足している旗分に戸口を配分することになった。^③早速、この年十二月にはアサン、ブルカン、マラヒ、ドッシル、ウンゲニ、イェチエンなどの功臣に対して、新しく獲得したフルハ各百名ずつを与えて佐領をつくらせている。^④またオーデヤスナの佐領にも、フルハの人びとを編入させて完全な佐領としている。^⑤

さらに天聰九年には、バキランらが徙した黒龍江フルハ部の壮丁二千四百八十三名を新しく組織した佐領にふり分けたという。^⑥崇徳五年にはクルカ部とウジャラ部の八十五名を移住させて、丁額の不足する旗分に補充した。^⑦また崇徳八年正月にはシャルフダらが獲得した松花江フルハ部千六百十九名を、同じく七月にはアルジンらが徙してきた黒龍江フルハ部の壮丁を、やはり丁額の不足した旗に補充している。^⑧

太宗時代に東北辺境から徙された戸口の多くは、既成の佐領に編入されたと見られるが、一方で帰順したフルハが佐領としてフルハの人びとを管轄した例も少なくない。たとえば穆稜河（烏蘇里江左岸支流）に居住していたホトノは天聰年間以降に降伏してきたが、アクリ、ニマン地方を平定したときの功績で、その住民によって構成される佐領を管轄した。^⑨

ところで、清朝の勢力下に入ったフルハ部やクルカ部などが、すべて中心部に移住させられてしまったわけではない。一部の住民は八旗制度の外に置かれ、いわゆる辺民として原住地に留まることを認められた。清はこれらの人びとに対して兵役につかせる代わりに、貂皮などの毛皮類を定期的に進貢させた。^⑩そうした例の中で最も早いのは、太祖時代の一五九九年正月に百人を率いて狐と貂の毛皮を献上したフルハ部のワンゲとジャンゲである。彼らはこのうち天命元年（一六一六）ごろまで、毎年欠かさずに進貢していたという。^⑪次の太宗時代になると、このような人びとの例は、太祖時代とは

表1 『清実録』に見える辺民進貢の記事（天命11年から順治10年まで）

年月日	人 名	貢 納 品	姓（氏姓）
天命11.12.壬戌	黑竜江人	名犬, 黒狐, 玄狐, 紅狐皮, 白猓狸, 黒貂, 水獺, 青鼠皮	
天聰元.12.庚申	長白山遼東濱海虎爾哈部三人	黒貂皮	Keikere
2.正.戊子	東方格伊克里姓四頭目, 外四十人		
2.5.乙酉	長白山遼東濱海虎爾哈部頭目里仏塔等		
2.12.丁亥朔	東方巴牙喇姓頭目図爾哈等四人, 外七人	貂, 狐皮	Bayara
3.7.乙未	庫爾喀部九人	海豹皮	
4.5.戊申	虎爾哈部二十一人	貂皮	
4.6.丙寅	虎爾哈部十一人	貂皮	
5.7.甲戌	黒竜江地方虎爾哈部四頭目托思科, 羌圖札, 恰克莫, 插球	貂, 狐, 猓狸, 獾皮	Meljere
5.7.甲申	開雷地方虎爾哈部四頭目	貂, 狐, 猓狸, 水獺皮	
6.10.庚寅	巴牙喇姓虎爾喀, 馬爾喀, 図爾喀, 外十二人	貂, 狐皮	Bayara
7.6.甲申	東海使犬部僧格額駙, 妻, 外五十二人	方物	Bayara
7.10.乙酉	兀扎喇地方虎爾哈部綽奇, 外四人	貂, 狐皮	
8.正.庚寅	黒竜江地方羌圖里, 嚙爾干, 外六姓六十七人	貂皮六百六十八張	Meljere, Bayara
8.11.壬申	使犬部蓋清屯僧格, 外五十人	貂皮	Bayara
8.12.戊子	黒竜江地方南地攸, 杜莫訥, 外七十二人	貂皮	Tohoro
同 上	松阿里地方擺牙喇姓僧格額駙, 外五十一人	貂皮	Bayara
9.正.丙寅	使犬部索瑣科	黒狐, 黄狐, 貂鼠, 水獺皮, 狐裘, 貂裘	
崇徳2.2.丁亥	虎爾哈部託科羅, 克益克勒, 綽野勒三姓頭目, 外六十人	貂, 狐皮	Tohoro, Keikere, Luyere ¹⁾
2.12.乙未朔	黒竜江地方羌圖札等百二十二人	貂皮	Meljere
2.12.己未	黒雅姓十人	貂皮	Hei
2.12.甲子	托科羅, 黙爾車勒, 巴雅喇三姓二十二人	貂皮	Tohoro, Meljere, Bayara
3.6.辛丑	兀扎喇姓井瑯等	貂鼠, 猓狸, 水獺皮	Ujala
3.11.甲申	虎爾哈部克宜克勒姓達爾漢等十三人, 虎爾哈姓納木達札等十人	玄狐, 黄狐, 貂鼠, 青鼠皮	Keikere, Hūshari
同 上	頼達庫等四人	海豹皮	
4.正.辛未	虎爾哈部頭目	貂, 玄狐皮	
4.2.甲午	東方放里地, 僧格, 札克蘇等	貂皮	Bayara
5.正.辛巳	東方克宜克勒姓布珠, 精達札妻, 外五十七人	貂皮	Keikere
5.2.丁巳	托科落氏南地悠, 嚙留	貂皮	Tohoro
5.12.己未	虎爾哈部頭目	貂皮	

清朝辺民制度の成立（松浦）

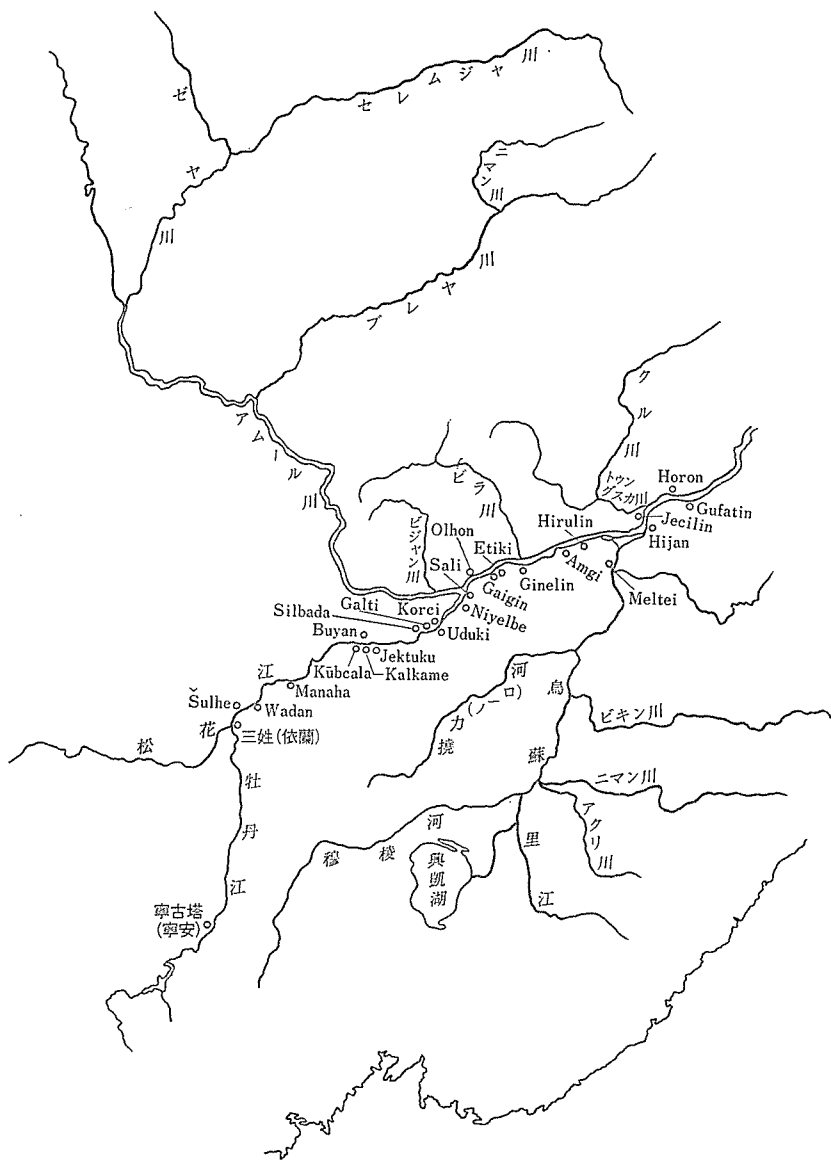
6. 2. 甲寅	東藩和託額駙，糾察納額駙等五十八人	貂皮	
6. 12. 甲寅	東方巴牙喇，脱科洛，努牙喇，黑葉，馬爾達額，科爾仏科爾，克宜克勒，庫薩喀里八姓頭目使者董訓等	貂皮	Bayara, Tohoro, Luyere, Hei, Meljere, 科爾仏科爾, Keikere, Hūsihari
同 上	庫爾喀部加哈禪等	海豹皮	
7. 正. 戊子	庫爾喀部察庫納等七十七人	貂皮	
7. 9. 庚寅	庫爾喀部頰塔庫等五十五人	海豹皮	
8. 正. 丙申	虎爾哈部羌圖里等	貂皮	Meljere
8. 2. 戊寅	虎爾哈部精德里額駙等十三人	貂皮	Keikere
8. 10. 戊子	庫爾喀部頰達庫等，炎格地方庫牙喇氏二十六戸	貂，狐皮	Kūyala
順治元. 正. 壬子	虎什喀里等八姓	貂皮	Hūsihari
3. 12. 丁亥	庫爾喀部頰達庫	海豹皮	
6. 8. 丙午	延処鄉蘇爾考等	海豹皮	

註1), 2) 擣野勒, 努牙喇が祿葉勒姓にあたることは、第一章註⑩を参照。

比較にならないほどふえる。試みに『清実録』（乾隆重修本）から、貂皮や海豹皮などを献上しに来たフルハとクルカを抜き出して、その人名と姓（氏族）を表にしてみよう。それが表1である。

表1においては、同一人物が繰返しあらわれる。たとえば、黒龍江フルハ部の羌圖礼（羌圖里）は天聰五年に初めて貂皮などを進貢して以来、同八年、崇徳二年、同八年と四度進貢している。羌圖礼はメルジユレ姓の頭目で、松花江口付近を根拠地としていた。ステパノフが言うマルザ族（Marsnickii, Marsnickii Yryy）とは、このメルジユレを写したものに外ならない。また黒龍江地方の南地攸（南地悠）も、天聰八年と崇徳五年の二回進貢している。後述するように、南地攸は松花江下流からアムール川中流にかけて存在したトホロ姓十二屯の頭目であった。蓋清屯（現街津口）の僧格額駙も天聰七年と八年、崇徳四年の三度毛皮を進貢した。精達礼（精德里）も、崇徳五年にはその妻が、同八年には本人が自ら貂皮を進貢している。また図爾哈（圖爾噶）と馬爾噶（噶爾干）も二度進貢したことが確かめられる。クルカ部の頰達庫（頰塔庫）と加哈禪も、崇徳三年以来計五度にわたって進貢している。

太宗は進貢したものを大政殿で引見し、帽子や靴、ベルト、布地、馬など多数の物品を賞したが、その中に蟒衣（清朝の官僚が着用した礼服）などの衣服が入っているのが注目される。後述するように、清朝は貂皮を



略図1 清朝時代の地図に拠って作成。第一章註②参照

表2 『清代中俄関係檔案史料選編』（第一編）に見えるフルハ部の辺民（順治十年）

姓	頭目(姓長, 郷長)	屯 (村 落) ¹⁾	備 考 ²⁾
把 牙 喇 (Bayara)	土爾呼拿→郎九 伏喇洪→庫力哈	8屯100 庫兒伏林10	
墨 兒 即 里 (Meljere)	強兔力 傅喇塔 西路哈 西兒哈拿 明按兔 修力言	莽按木 額黑替59 托克素24 宜且16 崇金 6 乎力布 9 吳堪朱21	Ехтырский
陶科樂, 托可羅 (Tohoro)	南洞→達學 易色庫 鍾吉 色布齊尼→尼喜郎 尼克帖→哈達 特斗→費德 沙素宜菴 } 頭轍 我樂 } 孔格力 稜格里(理) } 胡木草 } 長住 布克土力→真特黑	科兒緯 (Korci) 谷布哈亭 (Gufatin) 10 谷布哈亭→固布齊郎 (Kūbcala) 10 墨力功20 木力兔 (Meltei) 25 西兒哈30 夏庫10 西兒湖20 必詹 (Bijan) 10 苛兒錫 (Galti) 20 額特新 (Uduki) 額兒格 土墨兔 達牙兒甘	Колоцков Губатнев (Каменный) Гобжайский
黑 葉 (Hei)		亦馬禿 勒府 (Lefu) 庫放箇	
霍 兒 仏 可 兒		者織咨 (Jecelin) 大灘 各其善 合翰 (Horon)	Датанский
胡 夏 哈 力 (Hūsihari)		齊六林 (Hirulin) 容兒格孫	Керулейский
格 客 勒 (Keikere)		容孟 (Kamu) 參木杜洪 指金 阿木機 (Amgi)	Кумынский
吳 甲 喇		烏兒乎 他氣力 哈兒哈馬 (Kalkame)	

(Ujala)	者克免胡 (Jektuku) 蓋敬 ((Gagin)	Кайчин
烏兒孔格里	希占 (Hijan)	

註1) 括弧内は、『滿漢合璧清内府一統輿地秘図』、『盛京吉林黑竜江等处標注戰蹟輿図』に見える地名表記。屯名のあとの数字は戸数。

2) O. Степанов のヤサク帳にあらわれる地名。B. O. Долгих, *Родовой и племенной состав народов Сибири в XVII в.*, Москва, 1960, таблица 200.

進貢した辺民に対して、階層に応じて一定の朝衣を与えたが、そうした慣行はすでに太宗時代から確立していたことを、これから推測できる。

なお表1によって、辺境から定期的に進貢して来るものの中に、メルジュレとトホロと並んでバヤラ、ヘイ、フシハリ、ケイケレ、ルイエレ、ウジャラ、科爾仏科爾、そしてクヤラの十姓(氏族)がいたことを確認できる。『八旗滿洲氏族通譜』によれば、これらの姓(氏族)はいずれも、松花江、アムール川、烏蘇里江の各流域に居住していたという。^⑤

ところで、アムール中流域に居住したフルハ部が、清朝に対して定期的に進貢していた事実をさらに詳細に述べるのは、礼部尚書郎丘と胡世安らが順治十年に提出した一連の題本である。『清代中俄關係檔案史料選編』(第一編)に収録されたそれらの題本のうちから番号二、四(ともに三月六日付)、六(三月十二日付)、十五(十二月二十二日付)の題本によって、清に進貢していたフルハ部の姓(氏族)と頭目、村落およびその戸数を書き出すと、表2となる。^⑥

表2にあげたメルジュレ姓の強免力は、表1の羌図礼にあたり、同じく表2のトホロ姓の南満は、表1では南地攸と見えている。この二姓以外のバヤラ、ヘイ、フシハリ、ケイケレ、ウジャラ、霍兒仏可兒もみな表1と重複するが、ただ烏兒孔格里姓のみは表2で初めてあらわれた。これら九姓(氏族)が居住する村落のうち特定できた十七屯は、いずれも松花江下流からアムール川中流、烏蘇里江口辺にかけて点在している。残った村落もこの地域にあったと考えられる。

郎丘らの題本によると、このフルハ部の九姓(氏族)においては、各村落を支配する「頭目」の外に、集団全体を支配する「総屯頭目」がいた。たとえばバヤラ姓の場合、郎九が総屯頭目であって、全部で八屯、百戸を統轄していたし、またメルジュレ姓とトホロ姓では、強免力と南満(のち遼寧)

が総屯頭目としてそれぞれ七屯と十二屯を支配していた。さらに注目すべき事実は、総屯頭目にしてもあるいは頭目にしても、みな清が住民の中から選んで任命したことである。彼らは決して旧来の社会制度をそのまま容認したものではなかった。この総屯頭目と頭目は、のちには姓長 (Hala i da) と郷長 (Gasa i da) と呼ばれるようになった。

九姓の住民は毎年各戸一枚ずつ貂皮を進貢しなければならなかった。もしやむをえない理由で欠貢したときには、次年度以降に補進することを強制された^④。貂皮を進貢したものに對して、清朝はその見返りに衣服、帽子、ベルト、靴、布地、針、櫛、扇子などの品々を与えている。特に総屯頭目と頭目には、その地位を象徴するものとしてそれぞれ蟒緞披領と緞袍を支給した。蟒緞披領がどのようなものか明らかではないが、『清実録』に言う蟒衣と同じものだろう。ちなみに頭目以下のものに對しては、毛青布袍を与えている。当時、住民たちが貂皮を進貢していたのは、盛京であったが、この直後から寧古塔まで進貢すればよいことに変更になった。

入関前後の時期に、清朝がアムール川中流域に残留したフルハ部とクルカ部の住民に對して行ったこのような統治は、後述する辺民制度の原型である。それはやがて清の勢力伸長とともに、アムール川下流とサハリン北部に住む少数民族にも拡大された。以下本稿では、徙民政策の対象とならずに辺境に留まって、清朝に對して貢貂の義務を負っていたフルハ部を始めとするこうした少数民族を、清の史料に從って辺民と呼ぶことにする。

① なおヌルハチは、天命元年にはサハリヤン部を討伐している。サハリヤン部の正確な位置についてはまだに定説を見ないが、アムール川中流域にあったことはまちがいないだろう。

② 拙稿「天命年間の世職制度について」(『東洋史研究』第四十二巻第四号、一九八四)第一章、「ヌルハチ(清・太祖)の徙民政策」(『東洋学報』第六十七巻第三・四号、一九八六)参照。

③ 太宗時代の史料は、一般に烏蘇里江流域の住民をフルカ(瓦爾喀)部と言う例がほとんどであるが、同一の対象をフルハ(虎爾哈)と呼

ぶ場合もある。さらにこの地域を実際に占めていたのはフルハ部である。そこで本稿では、烏蘇里江流域の住民はフルハで統一することにする。なお阿南惟敬「清の太宗のウスリー江征討について」(『清初軍事史論考』所収、甲陽書房、一九八〇)一〇〇—一〇七頁参照。

④ 『清実録』(乾隆重修本)天聰三年七月甲午、および同五年二月甲戌の条。『滿洲名臣伝』卷二(貝)海伝。額勒(He)、約素(Yoose)は、ともに日本海に注ぐ沿海州中部の河川名である。厄黒庫倫(Elie Kuren)も沿海州の一地域名であろう。(『滿漢合璧清内府一統輿地秘図』第二

排一号)

- ⑤ 『八旗通志初集』卷一六五達語護伝。
- ⑥ 『清実録』天聰六年十二月乙亥の条。
- ⑦ 阿爾惟敬「清初の東海虎爾哈部について」(前掲書所収六八一七〇頁参照)。
- ⑧ 『清実録』天聰七年十一月戊申、および同八年五月甲辰の条。
- ⑨ 『清実録』天聰八年十二月癸卯、同九年四月甲辰、そして同九年六月丁酉の条。
- ⑩ 『清実録』天聰九年十月癸未の条。
- ⑪ 『清実録』天聰十年三月庚申、同年四月庚辰、崇徳元年四月己丑、同年四月辛丑、そして同年五月丙午の条。
- ⑫ 『清実録』崇徳二年七月己巳、および同三年四月戊午の条。
- ⑬ 楊陽、袁閏珉、傅朗雲『明代奴兒干都司及其衛所研究』(中州書画社、一九八二)一九九―二〇二頁参照。
- ⑭ 『清実録』崇徳四年八月甲午の条。加哈禪の乱については、寺内威太郎「慶源閉市と瑯春」(『東方学』第七十輯、一九八五)七九―八三頁に詳しい。
- ⑮ 『清実録』崇徳五年七月癸未の条。
- ⑯ 寺内氏は、頼達庫(頼図庫)を集団名と見ておられるが、人名である。『清実録』崇徳五年閏正月甲申、および同年五月甲辰の条。
- ⑰ 寺内氏前掲論文八四、八五頁参照。
- ⑱ 『清実録』崇徳五年二月丙辰、同年五月甲辰、そして同年六月癸酉の条。
- ⑲ 『清実録』天聰八年十二月壬辰、および同九年四月癸巳の条。
- ⑳ 『清実録』崇徳七年九月壬午、および同年閏十一月己酉の条。『八旗通志初集』卷一六〇朱瑪喇伝。
- ㉑ 『滿漢合璧清内府一統輿地秘図』、『乾隆内府輿図』それに『盛京吉

林黒竜江等処標注戰蹟輿図』を参照した。

- ㉒ 『清実録』崇徳八年三月庚戌、同年五月丁巳の条、そして『八旗通志初集』卷一六五阿爾津伝。
- ㉓ 『清実録』天聰八年九月甲戌の条。
- ㉔ 『清実録』天聰八年十二月丙申の条、また『滿洲名臣伝』卷四阿山伝、同卷二三布爾堪伝、同卷二二綽和諾伝、『八旗滿洲氏族通譜』卷二八葉臣伝。
- ㉕ 『滿洲名臣伝』卷一六瓦岱伝、および『八旗通志初集』卷五旗分志。
- ㉖ 『清実録』天聰九年六月壬午の条。
- ㉗ 『清実録』崇徳五年七月癸未の条。
- ㉘ 『清実録』崇徳八年正月辛亥の条。
- ㉙ 『清実録』崇徳八年七月戊戌の条。
- ㉚ 『八旗滿洲氏族通譜』卷五一和托諾伝。
- ㉛ 拙稿「ヌルハチ(清・太祖)の徙民政策」二六頁参照。また『清実録』崇徳五年五月甲辰の条には、
戸部啓心郎布丹等、至自盛京、奏征虎爾哈捷音。計獲男子三百三十六人、擗降男子一百四十九人、共四百八十五人。内有捕海豹人二百四十三人、捕貂鼠人一百九十八人、令仍居彼地、擗来者四十四人。
とある。なお註⑩の史料も参照されたい。
- ㉜ 拙稿「ヌルハチ(清・太祖)の徙民政策」二七頁参照。
- ㉝ 『八旗滿洲氏族通譜』卷五二強固理伝。『扈從東巡日録』巻下によると、彼の村落(羌突里噶尚)は寧古塔の東六百里、松花江とアムール川の合流地点付近にあったという。吳兆慈『秋笈集』卷三「送人之羌突里街」の羌突里も彼のことである。なお増井寛也氏は、羌図礼の村落は富錦のやや上流であったと推定する(『新滿洲ニル編成前後の東海フルガ部』(『立命館文学』第四九六―四九八号、一九八六)註⑩)。

② E. O. Lounny, *Podoba i nraznenoj cosman napodob Čikupru o*

XVII serg, Mocrna, 1960, cnp. 595; *Pecko-kimantkie onmowennia o XVII serg, tom I, Mocrna, 1969, cnp. 213.* 吉田金一『ロシアの東方進出とネルチンスク条約』(東洋文庫、一九八四)三八二頁註②参照。

③⑤ 『清史録』崇徳四年二月甲午、および同五年正月辛巳の条。

③⑥ 同書卷三〇兀札喇氏序、卷三四庫雅拉氏序、卷三八巴雅拉氏序、卷五三赫宜氏序、卷五八魯蘇勒氏序、卷五九克伊克勒氏序。なお魯葉(斡)姓と瑪野(勒)姓が同一氏族であることは、A. B. Cmokun, *Smuuectue nponocetue y najpodoos Hucuzeco Axyra u Caxanuna, cepedunna XIX-nazano XX a. Mocrna, 1975, cnp. 108.* また卷四二瑚錫哈理氏序には「其氏族散處於瑚錫哈理等地方」とあるが、この瑚錫哈理もアムール中流域の一地方であろう。

③⑦ 中国第一歴史檔案編、中華書局、一九八一年。

③⑧ アムール川流域にあった村落名については、註②の地図を参照した。

第二章 康熙、雍正年間における新満洲佐領の編成

清朝治下の東北地区においては、ヌルハチ以来の徙民政策により、満洲族の大半は盛京付近に集中した。しかし、一六四四年の北京遷都に伴って、八旗の多くが中国本土に移住したために、それ以降は盛京周辺の人口すらも激減する。そうした中で地方にあっては、わずかに寧古塔に八旗の一部が駐防していたにすぎない。ところがロシア人がアムール流域に進出するに及んで、清朝は順治十年(一六五三)に寧古塔昂邦章京と梅勒章京を置き、北方の守りにあたらせた(康熙元年(一六六二)にはそれぞれ寧古塔將軍と副都統に改称)。そして康熙年間にロシア人が再びアムール川流域に進出してくると、吉林烏喇や三姓、琿春の地にも八旗兵を駐防させて防衛力を増強する。だが、もともと人口密度が小さいうえに、八旗の大部分はすでに本土に移住してしまい、東北地区にはほとんど残っていない。そのため清は、辺境に居住する少数民族

以下、同様である。

③⑨ 同書第四号檔案「郎丘等題補放枯兒凱貢貂各屯頭目本」。

④⑩ 同書第二号檔案「郎丘等題枯兒凱補進貂皮本」。

④⑪ 同書第五号檔案「郎丘等題頒賞使狗地方來京進貂頭目本」(順治十年三月十二日)、および第四号檔案。

④⑫ 同書第三号檔案「郎丘等題筵宴進貢貂皮人本」(順治十年三月六日)。そして鞠德源「清初的貂皮貢賦」(『文物』一九七六年第九期)三九頁参照。註⑬、⑭に『清史録』の該当箇所を引いて詳しい。なお『寧古塔紀略』にも「每歲五月間、此三処人(呼兒喀、黑斤、非牙哈)、乘查哈船、江行至寧古、南関外泊船、進貂、(以下略)」とある。『柳辺紀略』卷三は、不剃髮黒金(使犬部)と飛牙喀その他が三年一貢であったとするが、疑わしい。

族、とりわけそれまでに帰順していた辺民を八旗に編入して、東北の各地に駐防させようとした。また中国本土から東北に流謫された流人たちを水手その他にあてて、八旗の兵力を補完させている。本章では、辺民たちが東北各地の駐防佐領に編成される過程を具体的に述べてみよう。

康熙以降寧古塔と並んで、吉林烏喇が軍事的に重要となってきたが、康熙十年に寧古塔副都統二人のうちの一人と佐領、驍騎校各十一人、兵七百名を寧古塔から吉林烏喇に移し、同時に協領、防禦各八人と庫雅喇佐領、驍騎校各十二人、兵六百名を新たに設けている。寧古塔から移った佐領以下の人びとが寧古塔の駐防八旗であったことは問題ないが、このときに新設された庫雅喇佐領とは何か。『吉林通志』卷六四職官志には、康熙九年に吉林烏喇において任命された八人の佐領の名前が掲載されているが、それによると、八人のうち鑲黃旗の滿吉那ら三人がクヤラ姓であるという。そして六人が烏蘇里江とその上流域付近の出身者であった。庫雅喇なる集団にクヤラ姓があったことは確かであり、また康熙九年に烏蘇里江の住民が強制移住させられたことも事実である。九年と十年の違いはあるが、『吉林通志』があげる八佐領は、庫雅喇十二佐領の一部にちがいない。さらに『吉林通志』によると、八人の佐領はいずれも「屯長」と「屯長」であったという。すなわち我々の言う郷長である。従って庫雅喇十二佐領に編成されたクヤラ姓その他の人びとは、みな辺民であったと考えられる。

続いて康熙十三年にも、アムール川中流域のフルハ系住民を佐領に編成し、寧古塔に駐防させている。いわゆる新満洲四十佐領である。寧古塔將軍、バイは、この年五月にフルハ部のところに出むき、彼らを説得して佐領を組織させた。そして十一月にはその佐領四十人らを率いて北京で康熙帝に謁見している。『康熙起居注』康熙十三年十一月己丑（三十日）の条によれば、

是より先、鎮守寧古塔等處將軍巴海等、松阿里吳喇（松花江）、諾羅河（撓力河）、吳蘇里吳喇（烏蘇里江）、木倫（穆稜河）等處居住の墨爾折勒氏部落、騎射閑熟し、投誠して已に久しきに因りて、帰依して自り以来、氣習漸く改まり、頗る法制を守るを以て、伊

等の族長、里長を將て、佐領、驍騎校に題授す。是に至りて將軍巴海、墨爾折勒氏新編佐領四十員、并びに佐領下の人丁を率ゐて来朝す。

とあり、新滿洲四十佐領は、松花江と烏蘇里江などの流域に居住したメルジエレ姓などの辺民を編成したものであることが明らかである。この「族長」と「里長」は、いわゆる姓長と郷長にそれぞれ該当する。ここで四十佐領の構成について、さらに詳しく調べることとする。

『康熙起居注』康熙十四年正月癸亥の条によると、佐領四十人の中に札奴科^{ジャヌカ}と布克託^{ブクダ}の二人が含まれていた。この札奴科という人物は、前にあげたメルジエレ姓の総屯頭目(姓長)羌図礼の子であり、確かに彼は四十四戸を率いて寧古塔に移住している^⑨。布克託については詳しいことはわからないが、ウジャラ姓に属し、ワダン屯(三姓の東)に住んで清朝に進貢していたという^⑩。彼もまた辺民であった。ところで『八旗通志初集』旗分志によれば、二珠^{ニジュ}と奇木納^{キムナ}の二人も、四十佐領の中に入っていた^⑪。二珠はマナハ屯(三姓の東)に居住するメルジエレ姓の村長(郷長)であったが、佐領を編成したときに彼自身が佐領に任ぜられた。のち三十七戸を率いて寧古塔に移住している^⑫。奇木納はカム屯のトホロ姓に所属し、以前から清に進貢していたが、四十一戸百五十八丁を率いて寧古塔に移った。奇木納も佐領を授けられている^⑬。また、神田信夫氏がかつて紹介された^⑭『盛京正黃旗新滿洲佐領アシトッ承襲世管佐領執照』(東洋文庫所蔵)に見える新滿洲佐領アシトッの祖父ソルドンは、ヘイ姓でレフ屯の郷長(Gardner)であったが、一族のものとハラン屯の異姓八十丁を率いてきた。そして康熙十三年に彼らが佐領を組織したときに佐領を授けられたという^⑮。なおこの檔案はまた、同じ盛京正黃旗新滿洲佐領デゲの祖父ノーナについても、彼がヘイ姓の人でもと白石屯(三姓東)の郷長であったが、八十丁を率いて移住し、康熙十三年にその佐領となったことを述べる。これらの佐領も新滿洲四十佐領の一部であろう。さらに『吉林通志』卷六五職官志にも、康熙十三年設立の寧古塔駐防佐領を三人あげており、みな郷長か、「族長」すなわち姓長であった^⑯。このうち正藍旗佐領に任命されたトホロ姓の姓長投軍は、表2に見える噶庫屯から進貢していた頭職のことである。この外に表

2のメルジュレ姓の額黒替屯の頭目(郷長)であった傅喇塔も、新満洲佐領に組織されて寧古塔に駐防していた。¹⁷⁾

ところで康熙十二年に三藩の乱が起こり、翌十三年末には盛京に駐防する八旗兵も中国本土に出動した。それに伴って吉林烏喇と寧古塔の八旗兵も南に移動を開始し、それぞれ盛京と吉林烏喇に駐防した。¹⁸⁾『吉林通志』卷六四は、康熙十三年設立の吉林駐防佐領として、杭龍ら八人の名とその経歴をあげているが、みなもとは「哈頼達」か嘎山達、つまり姓長か郷長であった。彼らの出身地も烏蘇里江流域、アムール中流域、それから三姓近傍と辺境に限られており、その姓もメルジュレ、ヘイ、ウジャラなどフルハ部の姓である。彼らも新満洲四十佐領の一部であって、十三年中に寧古塔から吉林烏喇に移ったのであろう。以上のように、新満洲四十佐領は、辺民をもって組織されたのである。

その後康熙十四年にはチャハルのブルニが清朝に反旗をひるがえし、吉林烏喇の軍事的な重要性はいよいよ増大した。翌十五年に寧古塔將軍は吉林烏喇に移駐することになり、さらに十六年には、寧古塔に残っていた新満洲四十佐領のうち札奴科、布克託ら二十六佐領も吉林烏喇に移っている。¹⁹⁾しかし、彼らは二年後の十八年には再度盛京に移住し、²⁰⁾一部はそののちさらに盛京から北京に移る。ちなみに札奴科、二珠、奇木納の佐領は、北京に移って禁旅八旗に含まれたが、布克託は義州の駐防八旗となった。²¹⁾なお新満洲四十佐領中の五佐領は、ネルチンスク条約締結後の康熙二十九年に寧古塔から黒竜江地方に移駐している。²²⁾

康熙五十三年に琿春において協領の職が新設され、同時に三佐領が駐防することになった。『清実録』によると、庫雅拉をもって佐領を組織したというが、この庫雅拉とは、順治頃からすでに琿春に移り住んでいた、かつてのクルカ部の子孫であろう。²³⁾『吉林通志』卷六六職官志を見ると、これらの佐領にはもと嘎山達であった巴克喜那ら三人が任命されている。彼らもまた辺民であったのである。

康熙五十三年には三姓にも協領が置かれ、そして四佐領の兵が駐防することになった。²⁴⁾『吉林通志』卷五一武備志によると、アムール川中流域に居住していたルイエレ、シムル、ケイケレ、フシハリの四姓計千五百三十丁余りを満洲八旗

に編入し、そのうち二百丁を兵としたという。佐領に任じられた四名はいずれも「哈賚達」（姓長）か嘎山達であったというから、彼らも辺民の一部であった。

三姓においては、雍正九年（二七三二）に副都統が設置されることになり、翌年には駐防八旗の兵数も大幅に増額されている。まず三姓に居住する八百名を六佐領に組織したが、これらの佐領は新満洲と呼ばれることもあるので、おそらく康熙五十三年に兵にならなかった残りの壮丁であろう。さらに烏蘇里江流域にいた霍爾仏闊（科爾仏科爾）などいわゆる八姓の人びとを三姓に強制移住させて、壮丁千名を十佐領に組織した。その佐領と驍騎校に任用されたものが、みな哈賚達と嘎山達であったことから見て、これら八姓もそれ以前は辺民であったのである。

以上のように、清朝は、アムール川中流と烏蘇里江流域のフルハとクルカ兩部の辺民を、康熙以降次々と東北各地の駐防佐領に組織していった。この時期に満洲八旗に編入された辺民の姓を調べると、メルジエレ、トホロ、ヘイ、フシハリ、ケイケレ、ウジャラ、ルイエレ、クヤラなど、表1と表2にあげた姓は残らずあり、どれか特定の姓が辺民として留まったという形跡は見られない。太宗時代に形成された初期の辺民組織は、これによって事実上消滅した。清朝では、康熙以降に辺民から満洲八旗に改編したフルハとクルカの人びとをこのうち新満洲と呼んで、それ以前に八旗に編入したものと區別している。

- ① 周藤吉之『清代満洲土地政策の研究』（東京、一九四四）三二四—三二五頁、川久保傳郎「清代に於ける辺疆への罪徒配流について」（『人文社会』（弘前大学）第十五号、一九五八）、同「清代満洲の辺疆社会」（同右第二十七号、一九六二）、楊合義「清代東三省開発の先駆者—流人」（『東洋史研究』第三十二卷第三号、一九七三）などを参照。
- ② 『吉林外記』卷三建置沿革、および『皇朝文獻通考』卷一八二吉林八旗駐防。
- ③ 綏芬出身のものが二人、烏蘇里、雅蘭（沿海州南部）、興略（興凱

- 湖、喜路（雅蘭河東の希魯河のことだろう）各一人である。
- ④ 『吉林外記』卷三満洲蒙古遺軍。
- ⑤ 『陳學士文集』卷一〇薩布素伝。薩布素伝は「徙烏蘇里烏喇之瓜爾察部族」と言うが、瓜爾察は庫雅拉とすべきであろう。
- ⑥ いずれも「由嘎山達是年編入」「由屯長是年編入」と記されている。
- ⑦ 『満洲名臣伝』卷一〇巴海伝。
- ⑧ 『盛京正黃旗新満洲佐領アシントク承襲世管佐領執照』（東洋文庫所蔵。なお後掲註⑭神田氏論文参照。

- ⑨ 第一章註⑨に同じ。
- ⑩ 『八旗滿洲氏族通譜』卷三〇布克福伝。
- ⑪ 『八旗通志初集』卷三と五、ともに旗分志。ただし二珠の佐領は、康熙十二年に編成されたとする。
- ⑫ 『八旗滿洲氏族通譜』卷五二希爾固伝。
- ⑬ 『八旗滿洲氏族通譜』卷四九奇穆納伝。
- ⑭ 神田信夫「東洋文庫所藏滿洲文書の二三について」(『東洋文庫書報』第十号、一九七八)参照。
- ⑮ この檔案の原文は、姓となっているが、『八旗滿洲氏族通譜』卷五三の赫宜(ᡩᠠᡳ)姓のことであろう。レフ屯は郎丘らの題本にも「勒府屯」と見える。ハラン屯は松花江沿いにあったという。
- ⑯ 『吉林通志』は、三人の姓を孟、陶、何と一字姓で呼ぶが、科勒德(齊勒德)がメルジュレ(孟)姓、投車(透徹)がトホロ(陶)姓、琿哈圖がヘイ(何)姓であったことは、王佩琮「寧古塔紀略」史事鈞補(『東北地方志研究』一九八六年第一期 六四頁、増井氏前掲論文一三九頁参照)。
- ⑰ 王氏前掲論文の庫爾特(鑲黃旗)にあたる。
- ⑱ 『清史録』康熙十三年十二月庚子の条。
- ⑲ 烏蘇里江流域(阿庫里)三名、アムール中流域(街津)一名、三姓付近(西爾河、翁肯、博爾后)三名、不詳一名である。翁肯と博爾后の地名比定については、増井氏前掲論文一三七頁に従った。
- ⑳ 森川哲雄「チャハルのブルニ親王の乱をめぐって」(『東洋学報』第六十四卷第一・二号、一九八三)参照。
- ㉑ 註②に同じ。
- ㉒ 『盛京通鑑』卷三三司必辦事宜、『清史録』康熙十七年十一月辛亥の

条、および『宮中檔康熙朝奏摺』第八輯(台北故宮博物院、一九七七)第八、十二号檔案。なお細谷良夫「盛京鑾監藍旗新滿洲の『世管佐領執照』について」(『江上波夫教授古稀記念論集』(歴史叢書)〔東京、一九七七〕四八九頁参照)。

㉓ 第一章註⑩、および第二章註⑩、⑬に同じ。

㉔ 『黒竜江志稿』卷四三職官志。

㉕ 『清史録』康熙五十三年正月戊辰の条、および註②に同じ。

㉖ 洪良浩「北鑿記略」江外記聞。

㉗ 註②に同じ。

㉘ 『清史録』雍正九年十一月辛巳の条。ただし、実際に寛羅七十五が三姓副都統に任命されたのは、翌十年のことである。同十年二月甲辰の条。

㉙ 『吉林依蘭縣志』政治門沿革、および職官門旗員額。また『清史録』雍正九年九月壬戌、および同十年閏五月己亥の条。

㉚ 新滿洲は民族名ではない。もともと新滿洲と類似した表現は、太祖太宗時代にすでにあらわれている。たとえば「新民(ᡩᠠᡳᡳᡳᡳ)」は「新滿洲(ᡩᠠᡳᡳᡳᡳ)」と、語すら使用される。この場合の「ᡩᠠᡳᡳᡳᡳ」は「新しく帰順(移住)した」という意味の形容詞で、いかなる名詞とも結合しうる。ナカダという人名と結合した例もある。拙稿「ヌルハチ(清・太祖)の徙民政策」註②、および劉景憲、郭成康、劉建新「清太宗時期的『新滿洲』問題」(『歴史檔案』一九八一年第四期)参照。清朝において「新滿洲(ᡩᠠᡳᡳᡳᡳ)」が固有名詞として使われるようになるのは、康熙以降のことであって、しかもそう呼ばれたのは、本章で述べた辺民から滿洲八旗に編入された人びとに限られる。

第三章 順治以降における清朝のアムール川下流域進出と辺民組織の拡大

ここで話を、アムール川中流域の辺民組織から下流域の辺民組織へと移そう。

少し時間をさかのぼるが、東方に進出してきたロシア人が、銀山や穀物を求めてアムール川流域にまで現われるようになるのは、清朝の入関前後からである。まず、一六四三年（崇徳八）にポヤルコフがアムール探険に乗り出し、翌年にはその川口まで達している。ポヤルコフの後を継いだハバロフは、一六四九年（順治六）からアムール川流域一帯を荒しまわり、各地で残忍な略奪を行った。一六五三年（順治十）にハバロフに代わったステパノフも、流域の住民からヤサク（毛皮税）や食糧を奪取している。ステパノフは、松花江下流にまでも数度にわたり侵入した。ロシア人たちは、抵抗する住民は容赦なく殺害し、多数の女、子供を捕虜としている。このためにアムール川流域の少数民族は甚大な被害を受けたが、特に上流域に繁栄していたダフルルやソロンの農業社会は、完全に荒廃してしまった^①。

太宗時代から清朝に進貢していたフルハ系の辺民もまた、大きな被害を受けている。たとえば、一六五五年（順治十二）六月から八月の間にステパノフは、アムール中流域にあった延べ七十九の村落あるいは氏族から合計千三百九十九枚の貂皮を徴発したが、その中には表^②に示した八村落とともにニイェルベ、ウクソミ、シルバダ、ブヤなどの村とメルジュレなどの氏族が含まれている。こうしたロシア人たちの侵入、略奪を受けて、これらフルハ系の住民は清朝に進貢することができなくなった。彼らの中には山中に一時的に避難するものや、あるいは清にたすけを求めに来るものが相い継いだ^④。

早くからこのような危機に直面しながら、清朝がロシア人に対して直接的な反撃を開始したのは、順治九年（一六五二）になってからである。寧古塔章京海色らは二千人余りの部隊を率いて、ハバロフらを烏扎拉村（ボロン湖東岸）に攻撃したが、かえって大敗を喫してしまった^⑤。清はその後もしばしば兵を送ってロシア人と戦ったが、彼らに決定的な打撃を与え、かえって大敗を喫してしまっただが幸いにも李朝の援軍をえて、順治十五年に寧古塔昂邦章京シャルフダらは、庫爾瀾河（トゥ

ングスカ川)川口付近においてロシア人と戦い、大損害を与える。この激戦により清朝側にもかなりの被害が出たが、ロシア人の間ではステパノフ以下二百二十名が戦死し、ほとんど壊滅状態に陥った。難を免れたものも多くはヤクトックに引きあげ、これ以後しばらくはアムール川流域から、ロシア人は姿を消したのである。^⑧

その間に清朝は、流域の住民に昂まっていたロシア人に対する敵意や反感をたくみに利用し、アムール川中流域の住民だけでなく、下流域に住む少数民族に対しても大いに勢力を伸ばし始めた。順治十年には、これまで清朝と関係をもたなかった使大部の十姓が、初めて貂皮を進貢してきた。『大清会典』(康熙)卷七四給賜によると、

(順治)十年、使大部落、富思哈喇等十姓、貂を貢し帰談す。

とある。前にあげた礼部尚書郎丘らの題本によれば、この十姓とは、詳しくは副使哈喇(富思哈喇)の外、吳甲喇、畢兒達齊里、黒吉格勒、加克素鹿、夏即喇、綽各樂、涂墨拉勒、何面、趙兒果樂の四百三十二戸で、このときにはそのうちの二百十七戸が貂皮を進貢した。^⑨ 彼らの居住地については、詳細なことはわからないが、烏蘇里江口より下流の地域であったとはまちがいない。

それから順治十六年にステパノフらの殘党を撃退した後、使いをやって東海費牙喀部^{フイヤカ}を招撫したところ、温屯村など九村の住民が帰順したいと願い出たという。このときに費牙喀部の莊屯頭目克爾格孫^{ケルグシ}らも黒狐皮を進貢した。^⑩ また翌年七月にもロシア人を追い払って、費牙喀部十五村約百二十戸を招撫している。^⑪ 十月には新しく清朝に降った費牙喀部の頭目柴那阿奴、使大部の頭目巴哈禪、そして祁勒爾の頭目痕忒克などが、初めて黒狐皮や貂皮を進貢したので、それぞれに蟒朝衣一襲を与えた。^⑫ 十八年には飛牙喀(費牙喀)部の奚蘇克屯など七屯と、奇勒爾(祁勒爾)部塞馬爾姓の郎阿屯など三屯が初めて帰順し、貂皮を献上している。^⑬ 康熙三年(一六六四)には飛牙喀と奇勒爾地方の六村の頭目が進貢し、^⑭ 六年にも奇勒爾地方の納習卿額里姓の納布德尼らが進貢している。^⑮ 八年には飛牙喀地方の哈蘭莊三家頭目の郭鳴らが、^⑯ 十二年にも同じ飛牙喀地方の頭目伊得函魯などが貂皮を進貢した。^⑰ この場合の費牙喀は、アムール川最下流に住む少数民族全体を指してお

り、おそらくニブフ族だけには限らないだろう。奇勒爾は、アムール川下流の西岸地域の住民である。そのうちの塞馬爾
 姓は、ゴリン川流域に住むナイ族の一族族サマルである。^{①⑦} 納習卿額里姓は、アムグン川下流に居住していたネギダル族
 のナシハギル氏族のことであろう。^{①⑧} 以上の例においては、進貢したアムール下流域の住民を辺民に組織したとは一言も述
 べていないが、清朝が頭目たちに蟒朝衣を与えていることから見て、それに相違ない。こうして清は、アムール下流域の
 少数民族の間に着々と辺民組織を拡大していったのである。

ところが、一六六五年（康熙四）に官憲から逃れてきたチェルニゴフスキーらが、上流のアルバジン（雅克薩）を占拠して
 そこにとりてを築いて以来、ロシア人たちは再びアムール川の流域に大挙して押し寄せ、住民を圧迫し始めた。清では寧
 古塔將軍バハイが、毎年のように兵を送って防戦につとめたが、^{①⑨} しかし、康熙十二年（一六七三）に三藩の乱が勃発したた
 めにその対策に追われて、しばらくは大規模な軍事行動を起こす余力はなかった。その間にアルバジンに拠るロシア人の
 一部は、ギルニイ川からゼヤ川流域に進出し、各地でとりてを建設して付近の住民からヤサクを徴発した。そして一六八
 二年にはフロロフラコサツク六十一人がブレヤ川からアムグン川へと進出し、流域一帯を占拠する。^{②①} その結果、アムール
 川左岸に住む赫哲、費牙喀、奇勒爾、鄂倫春などの少数民族は、それに苦しんで次々と避難してきた。^{②②} アムール下流域に
 対する影響力を強めつつあった清は、当然のことながらこれに強く反発した。三藩の乱が終息したのを受けて、康熙二十
 二年（一六八三）にゼヤ川流域に兵を送ってロシア人のとりてを焼き払うとともに、^{②③} 翌年にはアムグン川流域からロシア人
 を追い出し、その兵はさらにトゥグル川まで進んだ。^{②④} そして清は、康熙二十四年からは大軍を投入して、ロシア人の根拠
 地となっていたアルバジンを攻める。アルバジンをめぐる両国の攻防は激しかったが、康熙二十八年ついに露清両国はネ
 ルチンスク条約を締結して戦争状態を終らせ、アルグン川、ゴルビツァ川と外興安嶺を結ぶ線を国境とすることで結着し
 た。これによってアムール中、下流の流域は、清朝が領有することになった。翌二十九年には、鑲藍旗固山額真バハイら
 が、アムグン川とゴリン川、そしてオホーツク海の三方面から同時にアムールの西岸地域に入り、威伊克山に国境を示す

界碑を建てて帰った。^② ロシア側の情報によっても、このときに清軍がトググル川を越えてウツコイ要塞に向かったことを確認できる。^③ さらに乾隆三十年（一七六五）に黒龍江副都統瑚爾起らが外興安嶺以南の山岳地帯を調査し、その報告にもとづいて、清朝は以後駐防八旗や布特哈八旗などにこの地域を定期的に巡邏させて、その確保に努めていたのである。^④

ネルチンスク条約締結後、清はアムール川下流の住民を積極的に招撫し、その辺民化を推し進めた。^⑤ それにより辺民の人口は着実に増加し、乾隆十五年（一七五〇）十一月二十六日付の大学士領侍衛内大臣傅恒らの題本によると、アムール流域の辺民は、多数の新満洲佐領が編成された直後の康熙十五年（一六七六）には千二百九戸に激減したが、同六十一年までには七百一戸増加し、翌雍正元年（一七二三）から乾隆十五年までさらに三百四十戸ふえて、合計二千二百五十戸となったという。一方サハリンにおいても、雍正十一年には北部の住民百四十六戸を従わせ、その後二戸加えて計百四十八戸を辺民に組織している。従って両者を合わせると、乾隆十五年当時、辺民の戸数は全部で二千三百九十八戸にのぼった。清朝は傅恒らの上奏に従って、この二千三百九十八戸を辺民の定額とし、今後一切増加させないことを決定した。アムール川下流域に居住する辺民は、始め寧古塔將軍が統轄していたが、康熙十五年に寧古塔將軍が吉林烏喇に移駐したあととは、寧古塔副都統が、事実上管轄していた。これに対して、サハリンの辺民は、最初から三姓副都統に所属していたらしい。^⑥ところが、乾隆四十四年（一七七九）に辺民はすべて三姓副都統が管轄することになり、これまで寧古塔副都統に所属していたアムール下流域の辺民もまた、三姓副都統の所管となった。^⑦以後、清末までこの体制が維持される。ちなみに、清朝においては、アムール川下流の辺民二千二百五十戸を赫哲費雅喀と総称し、サハリン北部に住む辺民百四十八戸は庫頁費雅喀と呼んでいる。^⑧

① E. G. Ravenstein, *The Russians on the Amur*, London, 1861, pp. 9-33; F. A. Golder, *Russian Expansion on the Pacific, 1641-1850*, Cleveland, 1914, pp. 33-66. 矢野仁一『滿洲近代史』（東京、一九四一）第二章、吉田氏前掲書第二、第三章、などを参照した。

② 一六五五年にスタバノフらは呼瑪爾河口を出発してアムール川を下つて行ったが、途中流域の住民から多数のヤサクを徴発した。そのときヤサク帳を、近年になってソ連の学者ドルギフが解読して発表した (*Известия, yuzka. gov., cmp. 592-596*)。表二百の六月二十五日から

- 八月二十九日までの部分が、アムール河流域に該当する。
- ⑧ *Tar mec. cnp.* 593-595. Heñdũkũñ, Ykũmmĩnũkũñ, Šepražen, Byñũ. Manũnũkũñ, なるべし。
- ⑨ 『寧古塔山水記』雜記、『北征録』行中記事、(戊戌年)五月二十日の条、『絶域紀略』流伝、『清代中俄關係檔案史料選編』(第一編)第七号檔案「郎丘等題黑龍江具呈奏因遭俄兵侵害不能親進貂皮本」(順治十年三月二十日)。
- ⑩ 『平定羅刹方略』卷一、および『清実録』順治九年九月丙戌の条。烏扎拉村(ロシア人の言う Ачанкũñ острок)がボロン湖東岸にあつたことは、B. П. Поленов, О местонахождении Ачанского городка, *Современная археология*, 1960-3. 趙鳴岐「烏扎拉村考」(『求是學刊』一九八二年第二期)などを参照。
- ⑪ 李朝がロシア人と戦うために援軍を派遣したことについては、稲葉岩吉「朝鮮孝宗朝に於ける兩次の滿洲出兵に就いて」上、下(『青丘學叢』第十五、十六号、一九三四)、吉田氏前掲書七一一七八頁などを参照。
- ⑫ Ravenstein, *op. cit.*, p. 33. 吉田氏前掲書七七頁参照。
- ⑬ 『清代中俄關係檔案史料選編』(第一編)第一号檔案「郎丘等題使狗地方進貢貂皮本」(順治十年三月六日)。なお使大部のうち谷發寧(姓)不詳)は、遅くとも順治三年にはすでに清に進貢していた。(同書第六号檔案「郎丘等題使狗地方有些姓屯缺欠貂皮亟查明補進本」)
- ⑭ 『清実録』順治十六年三月辛丑の条。温屯村はアムール川下流のウフタであらう。
- ⑮ 『清実録』順治十七年七月丁丑の条。
- ⑯ 『清実録』順治十七年十月己酉の条。
- ⑰ 『清実録』順治十八年六月辛巳の条。
- ⑱ 『清実録』康熙三年十月乙丑の条。
- ⑲ 『清実録』康熙六年十一月戊午の条。
- ⑳ 『清実録』康熙八年十二月戊寅の条。
- ㉑ 『清実録』康熙十二年十一月甲午の条。
- ㉒ 本稿第四章三一頁参照。
- ㉓ 郭燕順「涅吉達爾人的先人及氏族」(『社会科学戰線』一九八五年第三期)二二六頁参照。
- ㉔ 『寧古塔紀略』同書附錄雜感、『柳辺紀略』卷一、『清代中俄關係檔案史料選編』(第一編)第二十一号檔案「莫洛洪等題請強固寧古塔等処辺圍本」(康熙八年七月二十三日)
- ㉕ Ravenstein, *op. cit.*, pp. 41-44. 矢野氏前掲書五四一六〇頁参照。
- ㉖ 『清実録』康熙二十一年八月庚寅、同二十二年九月丁丑、十一月癸未の条など。
- ㉗ Ravenstein, *op. cit.*, pp. 45-46.
- ㉘ 『清実録』康熙二十三年正月乙酉の条、および『陳學士文集』卷一〇薩布素伝、『八旗通志初集』卷二五牛真淳伝。
- ㉙ 『柳辺紀略』卷一。吉田氏は威伊克山(威伊克阿林)をエルキレ山にあてて、不詳(前掲書三五六一三五九頁)。
- ㉚ E. J. Вєрпозаннах, *Грнэкупує в сечеме русско-китайских отношений, XVII-середина XIX в. Москва*, 1983, cnp. 58-59.
- ㉛ 『清実録』乾隆三十年八月癸亥の条。吳文衡、李士良「清代官員巡查東北边境的記錄」(『東北考古与歴史』第一輯、一九八二)、内蒙古自治区編輯組「遼韓兩族社会歴史調査」(呼和浩特、一九八五)一五、一六頁、附録四参照。
- ㉜ 遼寧省檔案館他職編『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』(瀋陽、一九八四)(以下「滿文檔案訳編」と省略)第六十五号檔案、および『清実録』康熙二十九年十月壬戌の条。
- ㉝ 『滿文檔案訳編』附録。

③④ 傳恒は、雍正十年と云うが、『清史録』雍正十一年五月壬寅、および『滿文檔案訳編』第六十五檔案に従って十一年に改める。③④ 『滿文檔案訳編』第九、百三号檔案、そして附録等。

③④ 『滿文檔案訳編』第十六号檔案。楊余練、閔克笑「清廷対吉林辺疆少数民族地区的統治」(『歴史研究』一九八二年第六期) 六六頁参照。

第四章 乾隆十五年以降の辺民組織

乾隆十五年定額の辺民二千三百九十八戸の内部構成について述べた史料は、これまではまったく存在しなかった。ところが、最近中国において公表された『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』^①の中には、辺民の姓や村落はもちろん、進貢した個人名やその階層まで詳細に記載されている。三姓副都統衙門は、辺民を直接に管轄していた役所であって、その檔案がもつ史料的な価値はきわめて高い。本章では、この最新成果に拠りながら、ロシア、ソ連の民族学資料を補足して、乾隆十五年以降の辺民組織を解明していくことにする。

『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』によれば、二千三百九十八戸は全部で五十六姓からなり、そして百六十六以上の村落に分かれて居住していた。表3の通りである。『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』では、これらの姓と村落は滿洲語の漢字音訳を示すだけで、原語はあげない。このうち姓に関しては、それをアムール川下流域の少数民族に比定する試みですでに幾つかなされているが、^②民族学の成果が十分に利用されておらず、結論に確かな根拠があるとは言いがたい。これに対して、村落の研究はほとんど行われていない。そこでまず、これらの姓と村落を慎重に検討する必要がある。

さて、アムール川下流とサハリンの少数民族に関する民族学研究が始まったのは、十九世紀に入ってからで、ロシアの学者によってであった。その中で、少数民族の氏族構成について最初に実証的な研究を行ったのは、パトカノフである。パトカノフは、ロシアが一八九七年に調査した人口統計を利用して、トングース系住民の氏族組織とその領域を明らかにした。^③ 辺民の姓と村落を研究する上で、彼の業績は最も基礎的なものである。またパトカノフ以後のソ連の民族学者、

表3 乾隆15年(1750)以降の辺民の組織

姓	噶珊(屯, 村落) ¹⁾	地 圖 ²⁾	備 考 ³⁾
葛依克勒(Гейкер)	錫喇		<i>Сара</i> (—1, 2, 28) ⁴⁾
額 業 爾 古	4 屯		(—5, 5, 72)
富 斯 哈 喇 (Пассар [Пухар])	瑪林 改金 敦敦 噶三 沃克蘇密 外 2 屯	Gaigin Dondon Gasan Uksomi	<i>Мари</i> 〔街津口〕 Дондон Гаси Укшминский (Ст) [Сарапульское] (1, 10, 6, 148)
必 勒 達 奇 哩 (Бельды)	噶勒達奇 多林 惟塔 德林 蘇瓦延 古爾達穆雅爾喀里 錫爾瑪 仏哩穆 葉穆哩 楚拉齊 碑達 溝万 沃勒齊 外 6 屯	Galtiki Weita 〔Dere〕 〔Ssoja〕 Foloma 〔Emmero〕 Culati 〔Pedun〕 Welci	<i>Доли</i> [Троицкое] Дырен <i>Саян</i> <i>Гордоми</i> Серема <i>Эморон</i> Чельчи Пяда (Педа) Гавань Ыри (Эри) (1, 23, 19, 280)
賀 齊 克 哩 (Холжер)	薩爾古 瑪伊 蘇蘇 稿尼音 德林 外 7 屯	Sargu 〔Mai〕 〔Ssussu〕 〔Dere〕	<i>Шаргу</i> , Шаргунский (Ст) Мая (Ст) Сусу <i>Гауня</i> Дырен (1, 14, 10, 203)
烏 扎 拉 (Одзял)	烏扎拉 德新 外 2 屯	〔Odshal〕 〔Daisso〕	Ачанский (Ст) Дайсунь (1, 6, 3, 79)
扎 克 蘇 暗 (Закор)	迪芬 哈希 楚拉齊 瑪堪 外 2 屯	〔Dsifu〕 Culati	<i>Дифу</i> (<i>Дипты</i>), Дифунский (Ст) <i>Гяса</i> <i>Чельчи</i> Маканьский (Ст) (1, 6, 3, 73)
必 喇 勒 (Бурал)	沃勒齊 外 1 屯	Welci	Ыри (Эри) (—3, 1, 39)
哲 勒 圖 哩	1 屯		(—1, 1, 9)

圖勒都笏噲	1 屯			(— —1, 5)
烏定克 (Удинкан)	1 屯			(— —1, 3)
瑚定克	1 屯			(—1, —13)
霍勉 (Хомн)	阿津 霍勉	[Adi] [Chome]	Ади Хомн, Хуминский (Ст)	(—1, 2, 24)
揣果爾 (Сайгор)	圖色爾		Туссер	(—2, 2, 24)
卓勒霍囉 (Дёлор)	1 屯			(— —1, 10)
圖墨里爾 (Тумали)	和羅 外 5 屯	Hori		(1, 4, 3, 51)
喂奇拉 (Ганл)	鄂謨 費爾蘇喜 德林 外 1 屯	[Onmoi] [Pessui] [Dere]	Онмой (Омми) Писсой (Писуй) Дырен	(—5, 4, 50)
奇勒爾	庫噲分出 奇穆尼音河居住 亨滾 古勒 外 6 屯	[Kuru] Kimni bira [Kulj]	Курун [Бира] Коль, Коулнский (Ст)	(1, 6, 11, 117)
賽瑪爾 (Самар)	郎阿西 郎阿東 外 3 屯		郎阿(美)	(1, 6, 6, 96)
柴塞拉 (Чайсал)	1 屯			(—1, —11)
部爾哈勒	郭勒亨 西勒卓 扎林	Guwelehen Silju Jari	Дяй [Софийское]	(1, 6, 3, 57)
奇津	都噶津 道翁分出 蝦吉 都万 外 1 屯	Dugujin 〈Doowan bira [Kada] 〈Duwan i talga	Дуди Кадн	(1, 4, 5, 57)
哈勒滾	1 屯			(—3, 1, 29)
烏迪爾 (Уды)	必津	〈Bijan bira	[Вичн]	(—2, —16)
瓏奇爾 (Лонн, Лонкиль)	和羅河噶勒丙阿	〈Hüili bira	Пули	(—2, —6)
阿雅瑪喀 (Анка)	1 屯			(— —1, 7)
謨克托喜 (Муктэгил)	1 屯			(— — —2)
托囉謨科 (Тоёмкан)	1 屯			(—1, —3)

清朝辺民制度の成立（松浦）

烏德恩 (Удан)	索木尼音	[Ssamnja]	Самни (Сомня)	(—1,—3)
費 雅 喀	哈勒滾 廟 魁瑪 扎哈達 都噶津 瓦布齊努 烏克屯 蒙武洛 布葉嚕 達 莽阿禪 奧哩 仏哩密 郭勒亨 嘎金 喜雅哩 外11屯	Miyoo Koima Jahada Dugujin Wabcinu [Uchtr] Monggoli Buyur Manggacan [Aure] Guwelehen 〈Keci bira 〈Hiyari bira	哈爾渾(吉) Койма Дули Ухта Монгол, Мунгулинский (Ст) Пуир Дэ Ауры (Аури) Ферма Каки Хьяре (Гери)	(6, 25, 13, 221)
庫 頁	5 屯			(— — —17)
鄂 倫 春	錫勒瑪奇 沃勒沁 外4屯	〈Silimdi bira 〈Olhi bria		(—4,—30)
特 墨 音	布葉爾	Buyur	Пуир	(—1,—5)
喀 迪 葉	1 屯			(—1,—4)
瓦 嚕 勒	2 屯			(—1,—16)
克 頰	2 屯			(—1,—7)
多 波 農 郭	1 屯			(—2,—16)
鄂 岳 洛	1 屯			(— — —3)
通 武 楚 勒	1 屯			(—1,—2)
索 木 尼 音	1 屯			(—1,—5)
典 產	1 屯			(—1,—3)
楚 沃 尼	3 屯			(—5,—28)
楚克齊賀哩 (Чукчагыры)	楚克齊賀哩		[Чукчагырское]	(— — —3)
侯 沃 提	1 屯			(— —1, 3)
笏 特	仏哩密		Ферма	(—1,—3)
用 帖 密	1 屯			(—1,—2)
黑 古 勒	1 屯			(—5,—25)

普 尼 雅 渾	1 屯			(—1, —11)
煩 集 爾 罕	1 屯			(—2, —14)
恰 喀 喇 (Кья)	3 屯			(—3, —26)
綏 德				(1, 7, 1, 36)
都 瓦 哈				(1, 1, —3)
雅 丹				(1, 4, 1, 20)
綽 敏				(1, 3, —11)
舒 隆 武 魯				(1, 2, —35)
陶				(1, 1, —17)

註1) 村落の中に、「自…噶珊分出」と記されるものがあるが、こうした集落はもとの屯(噶珊)に含めて数えた。

2) 『滿漢合璧清内府一統輿地秘図』、『乾隆内府輿図』、『盛京吉林黑竜江等処標注戰蹟輿図』を参照した。鉤括弧内の地名は、L. von Schrenck, *Reisen und Forschungen im Amurlande in den Jahren 1854—56* (St. Petersburg, 1858—81) の地図によって補う。

3) С. Патканов と А. В. Смоляк の著書にあらわれる地名。第四章註④, ⑥参照。斜字体の村落名は、1897年の人口調査時においても、同じ姓(氏族)がその村落に居住していたことを示す。それ以外の(Сг)は、O. Степанов のヤサク帳に見える表記。表2の註2)参照。(実)は『清実録』、(吉)は『吉林通志』巻17に見える表記。鉤括弧内は現在の地名。

4) 各姓の合計戸数。括弧内は姓長、郷長、子弟、白丁の順。

とりわけスモリヤク女史の研究もそれに劣らず重要である。^⑤
これらの民族学者の研究成果を参照しながら、辺民の姓と村落を特定していこう。

最初の葛依克勤姓は、ナナイ族の一氏族ゲイケルにあたる。ゲイケル氏族は、フルハ部内のケイケレ姓と親縁関係をもつ。アニユイ川の錫喇屯においては、十九世紀末にも依然としてゲイケル氏族が、全人口を占めていた。^⑥

富斯哈喇姓は、ナナイ族のパスル(フスハル)氏族である。フルハ部内のフシハリ姓と関係がある。パスル氏族はかつてナナイ族の領域の南部、つまり上流部分に集中していたが、表3の村落もすべて上流部分に含まれる。パトカノフによると、瑪林屯は十九世紀末においてもパスル氏族の根拠地であった。^⑦

必勒達奇哩姓は、辺民の中で最も戸数が多い。おそらくナナイ族中の最大氏族、ベリドイ氏族であろう。ベリドイ氏族はナナイ族の居住域の上流部分に多いが、下流部分にも一部居住している。多林、蘇瓦延、古爾達穆雅爾喀里、葉穆哩屯などには、十九世紀末にもなおベリドイ氏族が住んでいた。^⑧
碑達、溝万、沃勒齊屯は、キジ湖付近にあるいそれより少し

た。伝説によると、オジャル氏族は始め烏蘇里江口に大きな集落をつくっていたが、のちにアムール川を下って分散していったという^⑭。

扎克蘇嚕姓は、ナナイ族のザクソル氏族である。十七世紀にはすでにその名をロシア人に知られていた^⑮。楚拉齊、迪芬、哈希屯などは、十九世紀末においてもその中心村落であった^⑯。

必喇勒姓は、キジ湖より少し上流のナナイ族とオルチャ族が混住する地域に住むブラル氏族を指す。パトカノフはブラル氏族をオルチャ族と考えるのに対し、ゾロタレフはナナイ族と見る^⑰。沃勒齊屯は、パトカノフがブラル氏族を確認した村落^⑱よりも上流に位置するが、ナナイとオルチャの混住地域に含まれる点は変わらない。

烏定克姓は、アムール川左岸の支流トゥングスカ、クル両川流域に居住するナナイの氏族ウディンカンに該当しよう。

霍勉姓は、かつてナナイ族に属していた一氏族ホミであろう。ホミ氏族はもはや存在しないが、一八七〇年代までは確かにケヴァリ村に居住していた^⑲。表3の阿津屯はその上流にあたる。霍勉屯はフンミ湖沿岸の村である。

揣果爾姓は、ナナイの一氏族サイゴルであろう。

卓勒霍囉姓は、ゴリン川口に住んでいたナナイのヂェロル氏族にあたる。

図墨里爾姓は、ナナイの氏族トゥマリである。元来はアムグン川流域に住んでいたが、今ではナナイ族の下流領域に集中し、和羅屯もその中に位置する。トゥマリ氏族の一部はオルチャ族の中にも入っている^⑳。

嘎奇拉姓は、ナナイのガイル氏族にあたる。ガイル氏族はナナイ族の領域の下流部分に集中しており、パトカノフは鄂謨、費爾蘇喜、徳林屯などで彼らを確認した^㉑。もともと鄂謨屯にいたガイル氏族の一部が、アムール川を下ってオルチャ族との混住地域に入り、費爾蘇喜屯や徳林屯に住みついたらしい。後者はオルチャ族の影響を強く受けて、ナナイとオルチャの間氏族と見なされる^㉒。

さて、奇勒爾姓の村落で特定できるものは、四カ所ある。庫嚕屯は、アニニ川口よりやや上流のアムール川左岸の村で

ある。奇穆尼音河は、松花江口の下流でアムールに流れこむビラ川である。これに対して、亨滾屯は亨滾河、つまりアムグン川沿いの村と見られ、古勒屯もオホーツク沿岸の村コリと推測できる。一般にアムール川下流域でキレンまたはキレンなどと呼ばれるのは、エヴェンキ族 (Kuren, Kurup) とナナイ族のキレ氏族 (Kure) である。前者は、十七世紀にはすでにトゥグル川を越えてアムグン川からアムール川流域まで移住し、十九世紀末にはトゥングスカ川やビラ川でも確認されている^②。一方、後者は、起源的にはエヴェンキ族と親縁関係があるが、十九世紀末にはアニューイ川口からフンガリ川口までのアムール沿岸に居住していた^③。他の村落が特定できない現在、断定的なことは述べられないが、表3の奇穆爾姓の中には、エヴェンキ族とともにナナイのキレ氏族も含まれるのではないだろうか。

賽馬爾姓は、ナナイ族のサマル氏族である。十七世紀以来、ゴリン川流域に住む^④。郎阿屯は『清実録』でもサマル氏族の村落としてあらわれる^⑤。

柴塞拉姓は、ナナイ族とオルチャ族との中間氏族チャイサルである^⑥。

烏迪爾姓は、オルチャ族のウドイ氏族を指す。必津屯はウドイ湖に注ぐビチ川沿いにあった村であろう。

瓏奇爾姓は、オルチャ族のロンキ氏族である。ロンキ氏族は、すでに十七世紀のロシア語文獻にも記録されている^⑦。パトカノフによれば、十九世紀末にヤイ川流域のプリ村などにロンキ氏族の九人が住んでいたという^⑧。和羅河はヤイ川の旧名である^⑨。

奇津姓に該当する氏族名はない。しかし、彼らの住む都噶津、道翁、虾吉、都万の四屯は、みなキシ湖周辺のオルチャ族の領域内にある。奇津姓もオルチャ族系の集団であったと考える。

阿雅瑪喀姓、謨克托喜姓、托囉謨科姓、烏德恩姓、楚克齊賀哩姓の五姓は、それぞれネギダル族のアイムカ、ムクテギル、トヨムカン、ウダ、それにチュクチャギルイの各氏族にあたる^⑩。このうち、ウダン氏族の索木尼音屯は、アムグン川下流のソムニ村である。チュクチャギルイ氏族の同名の屯も、その中流近くのチュクチャギルスコエ湖沿岸にあった村と

見られる。ウダン氏族とチュクチャギルイ氏族の住居地域は、二十世紀前半まで変わらなかった。^⑤

費雅喀姓は、一般にはアムール川河口付近に生活していたニヴフ族を指すと考えられている。これまでに特定できた費雅喀姓の村落は、郭勒亨から川口に至るまでのアムール沿岸に存在する。十九世紀後半には、大体烏克屯付近がニヴフ族とオルチャ族の境界となっていたが、ニヴフ族はそれを越えて、オルチャ族の普祿、魁瑪、奥哩などの村にも住んでいた。^⑥ 費雅喀姓の辺民とニヴフ族の居住地域は、百年以上経過しているにもかかわらず、ほとんど変化していない。費雅喀姓はニヴフ族である。ところで、現在のニヴフ族には多数の氏族が知られている。^⑦ 費雅喀姓に姓長が六人いるのも、その内部がさらに幾つかの氏族に分かれていたからであろう。五十六姓の中には費雅喀姓以外にもニヴフ族の氏族があったはずだが、今はそれを確認することができない。

庫頁という言葉は、トングース系諸民族がアイヌ族を言う呼称 *куй* に由来する。^⑧ アムール川下流の少数民族とサハリンに住むアイヌ族との関係は緊密で、たとえばオルチャ族にはサハリンから移住してオルチャ族となったクイサル氏族がいるほどである。^⑨ しかし、庫頁姓については村落が特定できないので、詳しいことは明らかでない。

鄂倫春姓は、アムール川左岸の山岳地帯でトナカイ飼養に従っていたエヴェンキ族（オロチョン）を指す。錫勤馬奇屯はセレムジャ川（ゼヤ川支流）沿いにあったと考えられる。沃勒沁屯はニマン川（ブレヤ川支流）付近であろう。^⑩

頒集爾罕姓と恰喀喇姓は、沿海州に住む少数民族であって、後者はウデヘ族の氏族キヤである。^⑪

稱徳以下六姓は、サハリンの少数民族である。このうち、雅丹姓はアイヌ族であった。^⑫

残った姓については、現在のところ手がかりはない。

これら五十六姓の中で、ナナイ族のゲイケル、パサル、オジャルの三氏族は、フルハ部内のケイケレ、フシハリ、ウジヤラの三姓と起源的には親縁関係にある。これらの氏族は十七世紀前半には、アムール川沿いに相当に広い地域を占めていたと見られる。しかし、十七世紀後半になって、後者は満洲八旗に編入されて満洲族に同化したのに対し、前者は辺民

として留まり、今日のナナイ族になったのである。それからパスル（副使哈喇）、ベリドイ（畢兒達齊里）、ホジニル（黒吉格勒）、オジャル（呉甲喇）、ザクソル（加克素鹿）、ホミ（何面）、サイゴル（綽各樂）、デェロル（趙兒果樂）、トゥマリ（涂墨拉勒）、ガイル（曷即喇）のナナイ系の十氏族は、順治十年に初めて進貢した使犬部の十姓と同じである。後者の四百三十二戸はその一部である。彼らは、その後実施された辺民の満洲八旗化を免れて、今日ではナナイ族の主要部分を構成している。その他大多數の姓は、表3で初めてあらわれるが、これまでに特定できた姓はみな、使犬部の十姓よりも下流に位置しており、従って彼らは順治十年以降に清に服したものでだろう。いまだに特定できない姓もまた、すべてアムール川下流域の住民であったと考えられる。

彼らの村落は、沃克蘇密屯（現サラプリスコ）から下流のアムール川下流沿岸に集中しており、それより上流のアムール川や烏蘇里江、松花江の流域には、改金屯などを除けばほとんど存在しない。このことは、フルハなどの辺民が康熙、雍正年間に駐防八旗として東北の各地に移住してしまった結果である。また最も西よりある集落はセレムジャ川沿いの錫勒瑪奇屯であり、最北端はオホーツク海岸の古勒屯である。辺民の組織がネルチンスク条約で定められた領域内に広がっていたことがわかる。

ところで、彼らは少人数ずつ分散して住んでいた。また徳林や沃勒齊屯などの如く、一つの村落内に複数の姓が居住することもある。赫哲費雅略の場合、村落の規模は平均一三、六戸である。アムール下流の少数民族は、主に漁撈や狩猟、採集に依存しているために、移動生活を送っていたと見られがちだが、事実は、エヴェンキ族やウデヘ族、ウイルタ族を除くと、大部分のものは定住生活をしている。²⁸ 迪芬屯や蒙武洛屯などのように、過去何世紀もの間維持され続けた村落も少なくないのである。このような村落形態は、十九世紀末まで基本的には変わっていない。

アムール川中流域にあった初期の辺民組織においては、史料が零細なために、姓長と郷長の存在しか確認できなかったが、アムール川下流域の辺民の中には、姓長（Hala i da）、郷長（Gasan da）、子弟（Doote juse、または穿袍人、Sijigyan）、

白丁（白人、*Bai niyalma*）などの階層が設けられていた。表3を見ると、姓長が置かれたのは、戸数が多い姓に限られるようである。それに対して、郷長は大体、一村落につき一人の割合で置かれている。詳しいことは不明だが、清朝は姓長と郷長には有力な家系のものをもって任命し、彼らにそれを世襲させていた。なお子弟もまた、姓長と郷長の一族であった。姓長らは、一般庶民である白丁を統率し、貂皮を進貢する義務を負わされた^④。

さて、表3には見えないが、辺民の中には薩爾罕錘（*Saršan*、*ᠰᠢᠷᠰᠠᠨ*「娘」）なる婦人が含まれていた。清朝は辺民との関係を強化するために「来京娶婦」という制度を設け、一定額の毛皮類を持参して上京した辺民に対して、皇女と称して旗人の女子を嫁入りさせた。それに必要な毛皮の規準額は、質、量ともに過重なものであったが、それにもかかわらず、乾隆年間には十数名の辺民が条件を満たして婦人を娶った。清朝では、こうした辺民を霍集琿（*Hotjion*「婿」）、嫁いだ婦人を薩爾罕錘と呼び、莫大な恩賞を与えて故郷に帰している。その後薩爾罕錘は辺民の定額中に加えられて、毎年烏林を支給された。しかし、道光初めまでには薩爾罕錘は、みななくなってしまう^⑤。

寧古塔副都統に所属していたアムール川下流域の辺民は、毎年寧古塔まで貂皮を進貢していたが、このうち、沿海州の頒集爾罕姓と恰喀喇姓の計四十五戸は、雍正六年（一七二八）以降、隔年ごとに烏蘇里江沿いの尼曼まで二年分九十枚の貂皮を進貢することとなり、清は役人を派遣して受け取らせた^⑥。一方、三姓副都統が管轄するサハリンの辺民は、毎年アムール川下流の交通上の要衝奇集まで貂皮を届け、そこで三姓から受け取りにきた旗人たちに渡している。乾隆四十四年以降は、アムール下流の辺民も三姓副都統の所管となり、その前から尼曼に進貢していた四十五戸を除いて、残る二千二百五戸は、三姓か奇集のどちらかへ進貢している。また嘉慶以後には、徳林などニカ所が新たに進貢地点として増設された^⑦。辺民が献上した貂皮は、いったん三姓に集めて収支を報告したのち、大体十一月頃三姓の駐防八旗がつきそい、北京に向けて出発している。それらは、最終的には内務府に納められた^⑧。

清朝は貂皮を進貢した辺民に対して、烏林（*Ulin*「財産」「財貨」）と呼ぶ各種の布地、櫛、針、木綿糸、ボタン、スカ―

フ、綿花など一揃を与えている。この烏林の中には元来、帽子、靴、ベルトとともに、朝褂や朝衣が必ず含まれていた。たとえば薩爾罕錐に対しては女斉肩朝褂、姓長には無扇肩朝衣、郷長には朝衣、子弟には緞袍、白丁には藍毛青布袍と階層に応じて決められていた。^④ 始めこれらの品物は、盛京周辺の旗人に布地を支給して縫わせていたが、時間があまりにもかかりすぎるなどの理由で、雍正六年以後は既製品の代わりにその着地を与えることになった。^⑤ 烏林の品の大半は北京の戸部が準備したが、綿織物や綿花の一部は、東北地区において調達している。こうして少数民族の手に渡った烏林は、いわゆる山丹交易を通じて日本までも輸出されている。

なお清朝は、進貢した辺民に対して、烏林以外にさらに寔米、路米と称して旅行中の食料も支給した。^⑥

① 第三章註⑨に同じ。神田信夫氏の書評があるので参照された。

② 『東洋学報』第六十七巻第三・四号、一九八〇。

③ 『滿文檔案訳編』第二十六号檔案（道光五年九月二十五日）と第七十五号檔案（道光五年十月二十日）によって作成した。

④ 楊余練氏前掲論文六七、六八頁、郭氏前掲論文。郭氏は、五十六姓の中にネギダル族の氏族が含まれていることを発見されたが、奇勒爾姓をネギダル族とするなど問題もある。

⑤ С. Патканов, Опыт географии и статистики тунгусских племен Сибири на основании данных переписи населения 1897 г. и других источников, *Записки Императорского Русского географического общества по отделению этнографии*, 31, 1906. (大阪外国語大学石濱文庫蔵)

⑥ А. В. Смякин, *Этнические процессы у народов Нижнего Алтая и Саяниица, середина XIX-начала XX в.* Москва, 1975. (『Этноистические процессы и略々』: Состав, происхождение и расселение угличских родов (середина XIX-первая четверть XX в.), *Труды*

Историко-этнографич., 84, 1963. (以下 Состав と略す。)

⑦ Патканов, указ. соч., ч. II, стр. 61.

⑧ *Там же*, стр. 63.

⑨ *Там же*, стр. 58.

⑩ Смякин, *Этнические процессы*, стр. 99; Смякин, Состав, стр. 152.

⑪ Патканов, указ. соч., ч. II, стр. 60-61.

⑫ Патканов, указ. соч., ч. II, стр. 120.

⑬ Смякин, *Этнические процессы*, стр. 127.

⑭ Погевой, указ. соч., стр. 331.

⑮ Патканов, указ. соч., ч. II, стр. 61-62.

⑯ Смякин, *Этнические процессы*, стр. 89-90.

⑰ Патканов, указ. соч., ч. II, стр. 125.

⑱ Смякин, *Этнические процессы*, стр. 130.

⑲ Патканов, указ. соч., ч. II, стр. 64.

⑳ Смякин, *Этнические процессы*, стр. 128; Смякин, Состав, стр. 151-152.

- ②8 Патканов, указ. соч., ч. II, стр. 64.
- ②9 Смоляк, *Этнические процессы*, стр. 128; Смоляк, Состав, стр. 151-152.
- ③0 Патканов, указ. соч., ч. I, вып. 1, стр. 48; Смоляк, *Этнические процессы*, стр. 64-65. 『七聲賦』の「奇勒爾赫哲人」を彼らと云ふことあり。
- ③1 Патканов, указ. соч., ч. II, стр. 59.
- ③2 Смоляк, *Этнические процессы*, стр. 123-125.
- ③3 第三章註②の同。
- ③4 Смоляк, Состав, стр. 149.
- ③5 Н. Н. Степанов, Первые русские сведения об Амуре и Голыдах, *Советская этнография*, 1950-1, стр. 180.
- ③6 Патканов, указ. соч., ч. II, стр. 128.
- ③7 楊賜氏等前掲書 一七〇—一七一頁參照。Ravenstein, *op. cit.*, p. 191, R. Kholm.
- ③8 К. М. Мзыльникова и В. И. Пиншус, Материалы по исследованию негидайского языка, *Тунгусский сборник*, I, Ленинград, 1931, вместо предисловия. 郭氏前掲論文參照。
- ③9 Патканов, указ. соч., ч. II, стр. 141-145; Смоляк, *Этнические процессы*, стр. 60-62.
- ④0 Смоляк, *Этнические процессы*, стр. 14.
- ④1 А. В. Смоляк, Родовой состав нивхов в конце XIX-начале XX в., *Социальная организация и культура народов Севера*, Москва, 1974.
- ④2 В. И. Пиншус, *Сравнительный словарь тунгусо-дальневосточных языков*, Ленинград, том I, стр. 424.
- ④3 Смоляк, Состав, стр. 158.
- ④4 前掲『達斡爾族社会歴史調査』附図24:20よりニアン川を奇勒爾奇河

- とす。沃勒沁は奇勒爾奇の同名異訳である。
- ④5 В. Г. Дарькин, Некоторые данные о родовом составе удэгейцев, *Краткие сообщения Института этнографии*, 17, 1957, стр. 35-36.
- ④6 閔嘉霖, 王桂良, 張錦堂「清代庫頁費雅喀人的戶籍与賞烏林制」(『社会科学輯刊』一九八一年第一期)、池上二良「カラフトのナヨロ文書」(『滿州文』「北方文化研究」第三号、一九六八)參照。
- ④7 Смоляк, *Этнические процессы*, стр. 44-46; А. В. Смоляк, Народы Нижнего Амура и Сахалина, *Этническая история народов Севера*, Москва, 1982, стр. 229-231.
- ④8 ①の段落は、楊余練氏等前掲論文六九頁參照。
- ④9 『欽定大清會典』(光緒)卷二百部。
- ⑤0 『滿文檔案訳編』第百三十七—百三十九号檔案。閔嘉霖「里達喀及其進京納婦浅析」(『歷史檔案』一九八二年第四期)、楊余練、閔克榮「清朝对東北辺陲民族的聯姻制度」(『黑龍江文物叢刊』一九八四年第一期)、池上氏前掲論文參照。
- ⑤1 陶氏前掲論文三九頁、および四三頁註②、③參照。
- ⑤2 楊余練氏等「清廷对吉林辺陲少数民族地区的統治」七一頁參照。
- ⑤3 『滿文檔案訳編』附録等。
- ⑤4 『滿文檔案訳編』第七十号檔案。
- ⑤5 楊余練氏等「清廷对吉林辺陲少数民族地区的統治」七二頁參照。
- ⑤6 『滿文檔案訳編』第十七号檔案、および『欽定大清會典事例』(光緒)卷一九〇内務府。
- ⑤7 『滿文檔案訳編』第十七号檔案。
- ⑤8 『滿文檔案訳編』第四号檔案。
- ⑤9 『滿文檔案訳編』第百七号檔案、および『大清會典』(康熙)卷三二九盛京戸部。

むすびにかえて

辺民制度において、清朝は貂皮を毎年進貢することを辺民に義務づけたが、彼らはそれをどの程度遵守していたのだろうか。そもそも黒貂は生息地が限られており、それを捕獲することは並大抵の苦勞ではない。もし手に入れたとしても、それを寧古塔や三姓に進貢するためには、さらに多くの困難と危険を伴う。辺民にとって毎年の進貢は、決してなまやさしいことではなかったはずである。

表1を見ると、アムール川中流域に住むフルハ系の辺民の中で、毎年貂皮を進貢している例は一例もない。二度以上進貢したことがある人物でも、せいぜい数年間に一回の割合である。おそらく、辺民の組織が創られた当初には、貂皮を毎年進貢するという義務は、まだ制度化されていなかったであろう。ところが、順治年間になると、それがすでに法制化していたことは、『清代中俄関係檔案史料選編』によって確かめられる。当時も辺民は、ロシア人による妨害以外にも病気や争い、饑餓などの原因で、しばしば欠貢した。^①

次に、『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』の統計によって、アムール川下流域の辺民の進貢状況を調べてみると、乾隆五十六年（二七九一）から嘉慶九年（一八〇四）までの四箇年における貢貂戸数は、定額の二千三百九十八戸に達しない。とりわけ嘉慶九年は少なく、千八百九十四戸しか進貢していない。ところが、続く道光五年（一八二五）から同治十二年（一八七三）までの八箇年においては、二千三百九十八戸すべてが進貢したことになる。^②しかし、このような数字上の機械的な一致は、かえて不自然である。特に東北アジアの情勢が緊迫した十九世紀後半においてもなお、辺民たちが規則通りに進貢していたというのは、にわかには信じがたい。実際には、この時期にもかなりの戸数が欠貢したと見るのが適当であろう。ただ、そのような場合が生じると、三姓副都統が貂皮を買いつけて数を充足させたので、統計にはそれがあらわれないだけである。このうち、辺民制度を維持することは年とともに困難となる。それにつれて、進貢する辺民の数

もしだいに減少していったと考えられる。

- ① 『清代中俄關係檔案史料選編』(第一編) 第二号檔案。
- ② 『滿文檔案訳編』第七十一、七十三、七十五、七十七、八十五、八十八—九十一号檔案。
- ③ たとえば、道光四年にたまたま伝染病が流行して、下流の住民が進

買できなくなった。これに対して三姓副都統は、臨時の措置として余った烏林七百五十捆を売り払って、不足した貂皮七百五十枚を買ったという(『滿文檔案訳編』第七十四号檔案)。

〔附記〕 本稿は、一九八七年二月七日に第三十三回鹿大史学会大会で発表した「清朝の辺民制度」を改稿したものである。なお、論文作成中、神田信夫・勝藤猛の諸先生からは、貴重な御教示と御援助をいただいた。文末ながら記して謝意を表したい。

(鹿児島大学法文学部助教)

The Establishment of the Frontier People 辺民 System in the Qing 清 Dynasty

by

Sigeru Matsuura

When Nurhaci, Taizu 太祖 of the Qing Dynasty, unified Manchuria, he executed a policy of population resettlement. He shifted a great number of the Manchu people to the environs of the capital, and organized them into the eight banners. His successors extended their domain to the middle and lower courses of the Amur River and the north of Sakhalin Island, but they allowed most of the minorities to reside in their native places as before, and established the frontier people system. In the Kanxi 康熙 and Yongzheng 雍正 periods the frontier people who lived in the middle course of the Amur River were sent to the towns in Manchuria into the banner garrison leaving none of the frontier people remaining except 2,398 families along the lower Amur and on Sakhalin Island since the Qianlong 乾隆 period.

The frontier people consisted of such classes as the clan leaders 姓長, the village leaders 鄉長, the sons 子弟, and the common people 白丁. They were obliged to pay an annual tribute of a sable skin per family to the Qing Dynasty, but they received adequate rewards of cloth, combs, needles, cotton, buttons, and so on for their services. In this paper the author deals with the problems of the origin of the frontier people system.

Straßburger Reformation 1530-1549.

von

Shinn Watanabe

Die Reformationsforschungen haben bisher die Ereignisse in der Stadtreformation erklärt, deren Trägern mit ihren verschiedenen